主 文

被告は原告に対し、金三二万〇、〇〇六円、および、これに対する昭和四九年七 月三日から完済に至るまで年五分の割合による金員を支払え。

原告のその余の請求を棄却する。

訴訟費用はこれを三分し、その一を原告、その余を被告の負担とする。

この判決は、原告勝訴の部分にかぎり、仮に執行することができる。

第一 当事者双方の申立

. -、原告

「被告は原告に対し、金五〇万八、七四九円、および、これに対する昭和四九年 七月三日から完済に至るまで年五分の割合による金員を支払え。訴訟費用は被告の 負担とする。」との判決、ならびに、仮執行の宣言。 二、被告

「原告の請求を棄却する。訴訟費用は原告の負担とする。」との判決。

第二 当事者双方の主張

一、請求原因

- 原告は、昭和四七年六月一五日ごろ、被告会社に不動産販売員として左記 (-)の約定で雇傭された。
- 1 給与額
- (1) 固定給 月額金四万円
- (2) 歩合給 不動産売買代金の入金完了時に右売買代金の三パーセント相当 額。
- 給与支払時期

毎月二〇日締、同月二五日払い。

- 3 販売業務に原告所有の自動車を使用する場合には、ガソリン手当として一か月 金五、〇〇〇円を支給する。 4 契約交渉、集金業務、現地案内等の経費は原告が負担する。
- (二) 1 被告は、昭和四八年八月二〇日、原告に対し、同人を解雇する旨意思表 示した。
- 2 したがつて、被告は原告に対し、労働基準法第二〇条に基づき解雇予告手当と して三〇日相当分の平均賃金一一万八、九五〇円(計算関係は別紙のとおり)を支 払わなければならない。
- (三) 1 原告は、前記雇傭契約に基づき、左の売買契約を成立させた。 (1) 買主 訴外A 目的物件 石狩町所在の土地 売買代金 二九二万五、〇〇〇円

代金支払時期 昭和四八年一〇月二五日

買主 訴外B (2)

目的物件 札幌市<以下略>所在の土地

二七二万二、五〇〇円 売買代金

代金支払時期 同年一一月二五日 3) 買主 訴外 C

(3)

目的物件 札幌市<以下略>所在の土地売買代金 七三四万五、八〇〇円

代金支払時期 同年一二月二五日

- 2 したがつて、被告は原告に対し、右各売買代金の三パーセント相当額の歩合給
- 合計金三八万九、七九九円を支払わなければならない。 (四) よつて、原告は被告に対し、以上合計金五〇万八、七四九円、および、これに対する訴状送達の日の翌日である昭和四九年七月三日から右完済に至るまで民 事法定利率である年五分の割合による遅延損害金の支払いを求める。
- 二、請求原因に対する答弁
 - (-)請求原因(一)の事実中、3の事実は否認し、その余の事実は認める。
 - 同(二)1の事実は否認し、同2は争う。

すなわち、原告は、昭和四八年七月二八日支給された夏期賞与額について不満を 抱き、同月三一日、被告会社専務取締役Dに対し、退職したい旨申し入れ、右Dと 同日および同年八月一日にわたり話し合つた結果、原告主張の雇傭契約は合意解約 されたものである。

(三) 同(三)1の事実中、 (1)ないし(3)の各売買契約のうち買主、目的 物件、売買代金は認め、同2は争う。

すなわち、原告が歩合給を請求し得るためには、顧客との契約交渉・現地案内・ 契約の締結・手付金の支払・内金の支払・残金の支払・物件の引渡・所有権移転登 記手続等の契約事務を担当しただけでは足らず、原告が契約成立後その完成まで会社に勤務し従業員たる地位を有すること、および、右担当の結果売買代金が入金となることを要件とするものと解するのが、労働慣行上も当然である。なぜならば、 契約担当者が契約完了前に退社しても、被告会社は顧客に対し前記契約事務のうち 未履行部分を履行すべき債務を負つており、他の社員をして右未履行債務を履行し なければならないのに、退社した社員は右未履行部分について何らの労務提供を行 なわないで、契約完了の利益すなわち歩合給の支払いを享受しうるのは不合理であ るからである。

三、抗弁

(一) 仮に雇傭契約が合意解除でなかつたとしても、被告は、昭和四八年七月三一日原告を解雇する旨の意思表示をしているところ、原告が現実に退職しているの は同年八月二〇日であり、かつ、原告はその際八月分給料として金四万円を受領し ているから、その限度で、解雇予告ならびに手当支給の要件は充されている。

(二) また、仮に本訴請求債権が認められるとしても、被告は、昭和四九年八月 三〇日の本件口頭弁論期日において、後記損害賠償債権を自働債権として、原告の 右債権とをその対当額において相殺する旨の意思表示をした。

すなわち、被告は、月額金五、〇〇〇円の限度でガソリンを現物支給する旨の規 則に基づき、原告に対し、訴外札幌シエルパツク株式会社発行のガソリン購入用チ ケットを交付していたから、原告は、被告会社を退職するに際し右チケットを返還 しなければならないのにもかかわらず、これを返還せず、昭和四八年九月五日から 同年一一月五日までの間、右チケツトを使用して無断で原告所有の自動車もしくは 他人の自動車のため合計三六七・ハリツターのガソリンを購入し、さらに二回の自 動車修理を行なつたため、被告はやむなく前記訴外会社に対し合計金二万二、五一 九円を支払つた。したがつて、被告は原告に対し、右同額の損害賠償請求権を有す

四、抗弁に対する答弁

抗弁(一)の事実中、原告が八月分の給料として金四万円を受領している (-)

ことは認めその余の事実は争う。 (二) 同(二)の事実中、原告 同(二)の事実中、原告が被告から、訴外札幌シエルパツク株式会社発行 のガソリン購入用チケツトの交付を受けていたことは認め、その余の事実は否認す る。

証拠関係(省略)

理 由

ー、請求原因(一)の事実は、同3の事実を除き、いずれも当事者間に争いがな $\bar{\Gamma}$

二、そこで、解雇の意思表示の有無について審究するに、原告本人尋問の結果中には、解雇の意思表示があつたとの原告の主張に符合する供述部分があるけれども、 右供述部分は、後記認定の事実に照らして、にわかに措信することができず、他に 右主張事実を認めしめるに足る証拠はない。

すなわち、成立に争いのない甲第四号証の四、乙第五ないし第九号証、同第· 号証、原本の存在は争いがなく、原告本人尋問の結果により真正に成立したと認められる甲第五号証、証人Dの証言により真正に成立したと認められる乙第一〇号証、証人D、同Eの各証言、原告本人尋問の結果(一部)、被告代表者尋問の結果、ならびに、弁論の全趣旨を総合すると、 原告は、理察師の仕事をしていたところ、昭和四七年立日一五日ごろ、不動意の

原告は、理容師の仕事をしていたところ、昭和四七年六月一五日ごろ、不動産の 販売・仲介業を営む被告会社に基本給として一か月金四万円のほか歩合給をも受ける不動産販売員として雇傭され(右のうち雇傭の事実については当事者間に争いが ない)、同年七月一日から勤務を始めた。被告会社には、原告より約一か月前に右 同様に歩合給をも受ける不動産販売員としてFという女性が雇傭されていた。とこ ろで、原告は、昭和四八年度前半に原告が担当しかつ成立させた不動産売買の契約

以上の事実が認められ、右の事実関係によれば、原・被告間の雇傭契約は、原告の被告会社の給与ないし運営についての不満を動機とする退職への意思に基づき、昭和四八年八月二〇日付をもつて合意のうえ解約されたと認めるのが相当である。してみると、原告の解雇予告手当請求はその余の点について判断するまでもなく理由がない。

三、次に、歩合給請求について検討する。

(一) 成立に争いのない甲第一、および、第三号証、乙第一ないし第三号証の各二、三、原本の存在ならびに成立に争いのない甲第二号証、乙第一ないし第三号証の各一、証人D(但し、後記認定に反する部分は採用しない)、同Eの各証言、原告本人尋問の結果を総合すると、次の事実が認められ、他に右認定を覆すに足る証拠はない。

二四万五、八〇〇円が支払われた。残金五一〇万円は、同年八月三一日に支

前記のように、原告の有する前記歩合給債権が、「賃金」債権に該当すると解されるところ、労働者の賃金債権に対しては、使用者は労働者に対して有する債権(不法行為に基づく損害賠償債権も含む)をもつて相殺することは同法第二四条第一項の趣旨から許されないと解するのが相当であるから、不法行為に基づく損害賠償債権を自働債権とし賃金債権を受働債権とする相殺の主張は主張自体失当であるといわなければならない。

五、してみると、原告の本訴請求は、被告に対し歩合給合計金三二万〇、〇〇六 円、および、これに対する訴状送達日の翌日であることが記録上明らかな昭和四九 年七月三日から完済に至るまで民事法定利率である年五分の割合による遅延損害金 の支払いを求める限度で理由があるからこれを認容し、その余は失当として棄却す ることとし、訴訟費用の負担について民事訴訟法第八九条、第九二条を、仮執行の 宣言について同法第一九六条を各適用して、主文のとおり判決する。

(裁判官 稲垣喬)

(別紙省略)